

特許等知的財産権等に関する対応方針

- ・自律移動支援プロジェクトはユビキタス技術を用いた自律移動支援システムをだれもが利用できるオープンな社会基盤として構築することを目指すものとする。
- ・プロジェクトの成果を、誰でも参入できるオープンなものとすることにより、自律移動支援システムの利用者、関連技術開発者の創意工夫を引き出し、システムの競争的発展を目指す。

【対応方針1】 システムの公知化を進める

オープンな環境下でのシステム利用や発展を円滑に進めるため、システムの基本構成、主要技術・機器の概要、システム内での役割等について、技術資料や論文等を公表することにより、公知化していく。ただし、民間企業等が所有する要素技術で、システムの利用や発展に及ぼす影響の少ないものについては、この限りではない。

【対応方針2】 関連する特許等の調査を実施

自律移動支援システムと、第三者が所有する特許等知的財産権との関係を把握するため、関連する特許等の調査を実施する。

調査は、システムの全体構成、位置特定インフラ等主要関連技術を対象に、特許等の取得状況等を調査し、システムの実用化上影響が考えられる特許等の存在が明らかになった場合には、それらに対する必要な対応方針を検討する。